

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

次に掲げる事務を行うため、秋田県後期高齢者医療広域連合に、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第22号。以下「情報公開条例」という。）第21条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 秋田県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年秋田県後期高齢者医療広域連合議会条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(4) 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第5条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について調査審議すること。

第1条に次の1項を加える。

2 審査会は、前項各号に掲げる事務のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項について調査審議をし、実施機関（広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条から第7条までを2条ずつ繰り上げる。

第8条第1項中「審査請求に係る事件について諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）」を「情報公開条例第21条第1項又は個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関（議会を除く。）及び議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により諮問をした議会（以下「諮問実施機関」という。）」に、「審査請求のあった決定に係る行政文書又は個人情報」を「情報公開条例第11条各項の決定（第3項において「行政文書の開示決定等」という。）に係る行政文書又は保有個人情報（法第78条第1項第4号若しくは議会個人情報保護条例第20条第1項第5号アに規定する開示決定等、個人情報保護法第94条第1項若しくは議会個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は個人情報保護法第102条第1項若しくは議会個人情報保護条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同項後段中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同

条第3項中「審査請求のあった決定」を「行政文書の開示決定等」に改め、「文書」の次に「に記録されている情報の内容」を加え、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1項中「第8条第3項若しくは第4項又は前条」を「第6条第3項若しくは第4項若しくは前条」に、「又は資料の提出」を「若しくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出」に改め、「あったとき」の次に「(諮問実施機関が議会である場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。)」を加え、「当該意見書又は資料」を「これらの意見書、資料又は主張書面等」に、「又は資料を」を「資料又は主張書面等を」に改め、同条第2項及び第3項中「又は資料」を「資料又は主張書面等」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第14条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号）附則第2項の規定による秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第24号。以下「旧条例」という。）第11条第1項若しくは第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る審査請求の調査審議については、なお従前の例による。